

平成20年第4回花巻市議会定例会(12月定例会)が、12月5日に招集され、12月18日まで14日間の会期で開かれました。この定例会では、花巻市部設置条例の一部を改正する条例、平成20年度一般会計補正予算など市長提出案件のほか、議員発議による意見書案6件の審議を行いました。その結果、すべての議案を原案のとおり可決しました。また、一般質問では、13人の議員が登壇し、市政をただしました。



消防団に係わる事務は消防本部に移管されます(1/4 消防出初式)

Q 保護者の方が、子どものことで相談に行くとき、教育委員会と健康こども部別々の窓口に行くことにならないか。
A 保護者への対応としては、今までと変わらないうようにことも課で対応していく。
Q 消防団の取り扱いを、消防防災部から消防本部に移すとしている。これまでは各総合支所の地域振興課が消防団の窓口になっていたが今後どうなるのか。
A 引き続き地域振興課で行いたいと考えている。
Q 本市では3月にまちづくり基本条例を作った。この中で市政への参画として、重要な事項の場合、市民が意見表明をする機会を保障するとしている。今回この段取りを欠いたのはなぜか。
A 今回をはじめどういったものが対象になるのか、市民参画協働委員会です。これまでの条例や計画を見直しして議論を行っている。今年度中に要綱か指針という形で示したいと考えている。

反対討論

〔阿部一男 議員〕

市は、まちづくり基本条例で住民参加によるまちづくりの方針として定めたが、本議案が保育行政などに大きな変更をもたらすにも関わらず関係者や保護者への十分な説明も住民から意見を聞くことも行っていない。これは住民参加の道を閉ざすものである。また、就学前の子どもを健康こども部と教育委員会で二重に取り扱うことは、市民サービスに支障をきたすことになるかと考える。

〔櫻井 肇 議員〕

最大の問題は、市民と議会への十分な説明と、十分な議論がなされていないということである。保育園関係者が議会まで出向き、不安と不満を訴えたが、これはかつてないことである。市民に情報を公開し、協働して市政をつかさどる姿勢が見れば、今後、市政を見る市民の視線は一層厳しさを増していくと考える。

部設置条例の一部を改正

現在の10部体制から9部体制に

花巻市部設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決しました。
 本条例は、組織の見直しに伴い、部の設置およびその分掌する事務について所要の改正をするものです。具体的には、企画部門を充実させるため、これまで「総務企画部」「財務部」および「地域振興部」としていたものを、「総務部」「政策推進部」および「まちづくり部」に改編するほか、福祉部門の業務分担を見直し、「市民生活部」および「保健福祉部」を「生活福祉部」および「健康こども部」に改編するものです。また、防災危機管理体制の充実を図るため「総合防災部」を見直し、防災危機管理の総合的な企画および計画を「総務

部」に、消防団等の事務を消防本部の所管に改編し、「総合防災部」を廃止するものです。これにより、これまでの10部から9部となります。
 審議の途中、藤井英子議員から「本議案について議員が共通の理解を得ておらず、十二分に審議を行うために、議決を最終日に延長すべき」との動議が、また、櫻井肇議員から「本議案を審議するための特別委員会設置を求める」との動議が出されましたが、採決の結果、どちらも賛成少数により否決されました。
 なお、本条例は平成21年4月1日から施行されます。

Q 現在保健福祉部で取り扱っている公立保育所を、健康こども部ではなく、教育委員会で取り扱うとのことだがその内容を示せ。
A 公立と民間の保育所の保育と教育については教育委員会で取り扱い、保育所への入所手続きや子どもの療育については健康こども部で取り扱う。今後、この2つの部署で力を合わせて取り組んでいく。

Q 唐突な印象を受ける。保護者や関係者に対して事前に意見交換等必要だったのではないか。
A 配慮が足りなかったと思う。今後は機会をとらえた説明や意見交換の場を設けるなど、しっかりと対応していきたい。

条例

スポーツおよび文化に関する

事務を市長部局に

市民体育館や社会体育館、武徳殿も

花巻市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例について、原案のとおり可決しました。
 本条例は、教育に関する事務のうち、スポーツおよび文化に関する事務の管理および執行を市長部局で行うことに伴い、教育に関する事務の職務権限の特例について、必要な事項を定めるものです。

反対討論

〔阿部一男 議員〕

現在図書館は、地域の情報センターとして、資料の収集、整理保管し、利用に供するなどの重要な任務を担っている。密接な結びつきを持つ学校

教育から離すことで弱体化することが懸念される。
 〔櫻井 肇 議員〕
 図書館やほかの社会施設が教育委員会から市長部局に移管することについて、納得がいく説明がなされていない。

職員定数が市長部局770人 教育委員会231人に

教育委員会231人に

花巻市職員定数条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決しました。
 本条例は、組織改編に伴い、市長の事務部局および教育委員会の事務部局、市立の学校その他教育機関の職員定数について、所要の改正を行うものです。

から770人に、教育委員会の事務部局、市立の学校その他教育機関の定数を211人から231人とするものです。
 本条例は平成21年4月1日から施行されます。

反対討論

〔阿部一男 議員〕

本条例は、部設置条例の一部を改正する条例に伴うものであり反対する。